

「改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説
並びに信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案に対する意見募集」
において提出された意見及びそれらに対する考え方

（意見提出期間：令和4年1月27日（木）から同年2月25日（金）まで
意見提出数：6件（うち、個人4件、匿名2件）
※意見提出数は、意見提出者数としています

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者一覧
1	匿名1
2	個人1
3	匿名2
4	個人2
5	個人3
6	個人4

※提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	<p><意見対象箇所></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説中の学術研究機関等に関する記述全般</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン及び解説によって、「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務」（日本郵便株式会社法第1条）に、「学術研究目的」（意見募集対象のガイドライン第5条第3項第5号）が含まれることになったとの理解でよいか。 ・本ガイドライン及び解説によって、日本郵便株式会社が「学術研究機関等」（同第5条第3項第5号）に該当しうることになったとの理解でよいか。 <p><理由></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第3条第2項では従来から、日本郵便株式会社のみが同ガイドラインの適用対象であるとされ、日本郵便株式会社は、「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むこと」を目的としている（日本郵便株式会社法第1条）。</p> <p>同ガイドラインが日本郵便株式会社のみを対象としていることは本意見募集対象のガイドライン第3条第2項でも堅持されている。</p> <p>こうしたところ、今回のガイドラインの改正によって、日本郵便株式会社が、「学術研究機関等」にあたり得る場合があることが明記された。（例：ガイドライン第35条「学術研究機関等である事業者・・・」との表現）</p> <p>ここで、「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務」は、日本郵便株式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン及び解説の改正によって、直ちに、日本郵便株式会社の個人情報を取り扱う利用目的に「学術研究目的」が含まれることになるものではなく、また、同社が「学術研究機関等」に該当することになるものではありません。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>会社法第2条第1項乃至第3項並びに同施行規則第1条及び第2条で定義され、「学術研究目的」に該当しないことは明白である。ゆえに論理的な帰結として、「郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務」に「学術研究目的」が含まれるよう本ガイドラインにて改正されたことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵便株式会社の事業範囲に影響する重大な点のため、以上の理解が正しいか確認を求めたく存じます。 ・ 立場上の理由により、あえて匿名にて意見を申し上げます。 <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>		
2	<p><意見対象箇所></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン 第15条第1項第1号「法令に基づく場合」</p> <p><意見対象></p> <p>令和4年4月1日付施行の個人情報の保護に関する法律第26条（漏えい等の報告等）第2項で事業者は、本人への通知が義務付けられている。事業者が保有する本人の連絡先が住所のみであり、当該通知を郵便によって行おうとしたものの、「連絡先が古い」場合、日本郵便株式会社への本人の転居届の提出の有無及び当該転居届記載の連絡先（住所及び電話番号など）を日本郵便株式会社が当該事業者へ伝えることは、ガイドライン第15条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当するとの理解でよいか。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度個人情報保護法改正により、漏えい報告等及び本人通知が義務化された。個人情報保護委員会の通則編ガイドライン3-5-4-5【本人への通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の場合は、「法令に基づく場合」（本ガイドライン第15条第1項第1号、個人情報保護法第27条第1項第1号）に該当しません。なお、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第26条第2項に基づき、本人に通知する義務を負いますが、本人への通知が困難な場合（連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合等）には、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（事案の公表等）を講ずることによる対応が認められます。 ・ なお、転居情報は、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当する（本解説3-4-4「従業者の義務」）ため、本解説3-7-4「第三 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>が困難な場合に該当する事例】では、「事例 2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合」には本人通知を行う義務を事業者は負わないとされている。</p> <p>この点、「連絡先が古い」ことは「本人へ連絡できない」ことを直ちには意味しない。すなわち、本人が日本郵便株式会社に転居届を提出した場合、新しい連絡先を事業者は把握でき、本人へ連絡をすることが可能になるからである。</p> <p>しかし、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説中には、漏えい等の報告のために事業者が本人通知を行う法律上の義務がある場合に、日本郵便株式会社が本人の転居届の提出の有無及び当該転居届記載の連絡先（住所及び電話番号など）の情報を事業者に提供することが同ガイドライン第15条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当するか明確ではなく、個人情報取扱事業者の運用に支障をきたす恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、本人通知は、本人が個人情報の利用停止・削除等請求を行うかの判断のために必要な行為であるから、転居届に関する情報を個人情報取扱事業者に提供することは、本人保護にも法の趣旨にもかなう。 ・ 加えて、個人情報取扱事業者が、個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告（法第26条第1項）をした際の電磁的記録又は書面を日本郵便株式会社に提出するという運用を採用すれば、当該事業者が法律上の通知義務を負う点が日本郵便株式会社は容易かつ明確に確認でき、同株式会社の事務負担の増加も防げ、誤った提供も避けられる。 <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<p>者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外」で示しているとおり、郵便法に基づき原則として第三者に提供することはできません。</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
3	<p>〈意見対象〉</p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン 第21条第5項各号</p> <p>〈意見〉</p> <p>1) 第1号の「第三者」には、日本在住者又は日本国籍者のみならず、外国籍で現に外国に居住する者も含むとの理解でよいか。</p> <p>2) 第2号の「違法又は不当な行為」には、日本法上違法でないものの、外国のいずれかの法令において違法な行為も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>3) 第4号の「犯罪の予防、鎮圧、又は捜査その他の公共の安全と秩序」の「犯罪」とは、日本法（例：日本国刑法）上の犯罪に限らないとの理解でよいか。</p> <p>4) 第4号の「犯罪の予防、鎮圧、又は捜査その他の公共の安全と秩序」の「捜査」とは、日本法（例：日本国刑事訴訟法）に基づく捜査に限られないとの理解でよいか。</p> <p>5) 第4号の「犯罪の予防、鎮圧、又は捜査その他の公共の安全と秩序」の「公共の安全と秩序」とは、日本国内に限らず、外国も含めた世界における公共の安全と秩序を指すとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1について、「第三者」（本ガイドライン第21条第5項第1号）は、外国籍の外国に居住する者を含みます。 ・ 2について、「違法」（本ガイドライン第21条第5項第2号）は、日本の法令に違反することを指し、外国の法令に違反することを含みません。 ・ 「不当」（本ガイドライン第21条第5項第2号）は、外国において不当であること（社会通念上適正と認められないこと）を排除するものではありません。ただし、本ガイドライン第21条第5項第2号に該当するか否かは、個別の事案毎に、開示の必要性を上回るほどに、「不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」があるかを判断することになりますが、これを判断するにあたっては、日本国内か否かという点も考慮され得ると考えられます。 ・ 3について、「犯罪」（本ガイドライン第21条第5項第4号）は、日本の法令上の犯罪を指します。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 4について、「捜査」（本ガイドライン第 21 条第 5 項第 4 号）は、日本の法令に基づく捜査を指します。 ・ 5について、「その他の公共の安全と秩序」（本ガイドライン第 21 条第 5 項第 4 号）は、外国における公共の安全と秩序を排除するものではありません。ただし、本ガイドライン第 21 条第 5 項第 4 号に該当するか否かは、個別の事案毎に、開示の必要性を上回るほどに、「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぼすおそれ」があるかを判断することになるところ、これを判断するにあたっては、日本国内か否かという点も考慮され得ると考えられます。 	
4	<p>〈意見対象箇所〉</p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 3-1-1</p> <p>【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】 事例 1 及び事例 2</p> <p>〈意見〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン及び解説の改正によって、日本郵便株式会社が、ご指摘の事例のように個人情報を取り扱うことができるようになるものではありません。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>日本郵便株式会社は「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用」（事例1）すること及び「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供」（事例2）することが適法に可能であるとの理解でよいか。</p> <p><理由></p> <p>意見公募対象ガイドライン第3条第2項にて同ガイドラインの適用対象が日本郵便株式会社のみであると明記されているところ、同株式会社は、「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むこと」（日本郵便株式会社法第1条）を目的としている。</p> <p>「郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むこと」の意味は必ずしも明確でなかったところ、本ガイドラインは、日本郵便株式会社は「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用」（事例1）すること及び「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供」（事例2）を目的の例として掲げた。</p> <p>ゆえに、日本郵便株式会社は「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用」（事例1）すること及び「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供」（事例2）することを適法に行いうると理解した。</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>日本郵便株式会社の業務範囲にかかわる重要な点のため、上記の理解で誤りがないかを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>		
5	<p><意見対象箇所> 3-1 個人情報の利用目的、3-7 個人データの第三者提供</p> <p>(意見) 郵便局長による顧客情報の第三者提供・目的外利用が明らかになったことから分かるとおり、いまだ日本郵便には個人情報を適正に管理できる体制が整備されていない。</p> <p>日本郵便において個人情報を適正に管理できる体制が整備されたことが確認できるまでは、個人情報の一切の第三者提供・目的外利用はもとより、昨今取りざたされているような個人情報ビジネスは認めるわけにはいかない。</p> <p>郵便局長が任意団体に過ぎない郵便局長会の指揮命令下にあり、日本郵便のガバナンスが発揮されていない現状においては、個人情報を適正に管理できる体制が整備されているとはいえない。日本郵便による郵便局長へのガバナンスを回復することが先決である。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 ・ なお、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」では、データを活用した新たなサービスについては、「個人情報保護法、郵便法、市場・社会の受容性、運用のフィジビリティ等の観点から、何ができて何ができないか、何に留意すべきか、検証」することとしており、日本郵便のデータガバナンスの体制強化という点も含め、検討を進めてまいります。 	無
6	<p><意見対象箇所> ガイドラインの解説 3-7-1 第三者提供の制限の原則</p> <p style="text-align: center;">【第三者提供とされる事例】</p> <p>事例3「同業者間で、特定の個人データを交換する場合」</p> <p><意見></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本解説 3-7-1「第三者提供の制限の原則」の事例3では、個人データの第三者提供に該当する事例として、「同業者間で、特定の個人データを交換する場合」をあげています。「同業者」と 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>1) 同業者とは外国の郵便事業者を指すとの理解でよいか。</p> <p>2) たとえば、英国の郵便事業を営む Royal Mail Group Ltd が「同業者」の例に該当するか。</p> <p><理由></p> <p>郵便法第2条は、郵便事業を日本郵便株式会社の独占とせしめている。そのため、日本国内に郵便事業を営む事業者は適法には存在しえない。他方、外国には外国で適法に郵便事業を許可された事業者が存在する。たとえば、英国においては、Royal Mail Group Ltd が郵便事業を許可されている。このことから、「解説」中の「同業者」とは、外国の郵便事業者を指し、その一つの具体例が Royal Mail Group Ltd と考える。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<p>は、例えば、信書便事業者等を想定しております。</p>	
7	<p><意見対象箇所></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 p81 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第15条第1項関係）</p> <p>（意見）</p> <p>弁護士会照会による転居届情報への照会には、応じるべきである。債務の支払いを免れる目的をもって転居する債務者に対し、実効性のある法的手段を取るためには、その住所・居所を追跡し把握することが欠かせないが、現実には住民票を移さずに日本郵便に転居届のみ提出する者が多いため、債権者としては正当な権利を行使するうえで転居届情報の提供を受ける権利があるというべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 ・ なお、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」にて、郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例について検討を進めており、検討の結果、本ガイドラインの解説のさらなる改正が必要と認められた場合には、同解説のさらなる改正を検討します。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>転居するのみで債務の支払いを免れることを許容するような法制度は、著しく社会正義に反するというべきであり、債権者の正当な利益を害しているばかりか法秩序をないがしろにするものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
8	<p>第1 意見</p> <p>標記ガイドライン99頁に、本人の同意なく郵便物の転送先情報を提供することが可能な例として、空き家等の所有者の転送先開示以外の事例も可能な限り列挙すべきである。</p> <p>第2 理由</p> <p>標記ガイドライン99頁に、本人の同意なく郵便物の転送先情報を提供することが可能な例として、空き家等の所有者の転送先開示以外の事例が挙げられている。</p> <p>上記は例示列挙と考えられるが、実際には転送先住所については、空き家等に関しない限り、弁護士法23条の2に基づく照会（弁護士会照会）に対する回答が得られていない。</p> <p>しかし、実務上は、空き家等の事例以外にも、例えば訴え提起や強制執行の場面においても相手方や送達先の特定に当たって、転送先の情報を照会する必要性が極めて高い。</p> <p>他方、転送先の住所や電話番号や人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には開示されることが予定されている情報であり、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。</p> <p>照会に対して回答するか否かの判断をするに当たっては、現場レベルでの比較衡量は現実的に困難であるため、上記のように類型的な比較衡量の結果、転</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>送先住所を開示すべき事例があることを、標記ガイドラインに明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
9	<p>今回の改正の契機となった令和2年及び令和3年改正個人情報保護法の施行とは直接の関連はないが、弁護士法第23条の2に基づく照会への対応に関して、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」に不十分な点があるので、この機会に修正することをご検討いただきたい。</p> <p>「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」には、もともと、利用目的による制限(第5条)、第三者提供の制限(第13条)の両方について、「法令に基づく場合」が例外として掲げられている。ちなみに、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」にも同様の規程がある。</p> <p>そして、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案」「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」にも、もともと、法令に基づく場合には、「弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2)」が含まれることが明示されている。</p> <p>しかしながら、いずれのガイドラインの解説にも、どのような場合に弁護士会からの照会に回答すべきかについての記載がない。そのため、弁護士会からの照会に対する回答が適切に行われたい原因となっていると考えられる。</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>そこで、いずれのガイドラインについても、第13条の解説の部分に、以下の記載を追加すべきである。</p> <p>弁護士会が弁護士法第23条の2に基づき転居先の情報を照会してきた場合であって、当該弁護士会が以下の点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該転居者の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。</p> <p>(1) 当該照会が照会を申し出た弁護士の依頼者の正当な権利の行使に必要なものであること</p> <p>(2) 当該弁護士会及び照会を申し出た弁護士が他に取得可能な合理的な手段や方法では、転居者に関し、必要な情報が入手できないこと</p> <p>(3) 当該照会に回答しても、DV、ストーカー行為、虐待などの加害行為につながる具体的な恐れがないものであること</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
10	<p>解説3-7-4について、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられるとの記載はあるが、その具体例は空家に関するものが記載されているだけであり、それ以外のケースにおいて日本郵便において比較衡量をせず、空家以外の第三者提供を認めようとならないのが現状である。かかる弊害をなくすために、ガイドラインの解説において、第三者提供が可能となる具体例を数例掲載し、具体例はあくまで例示にすぎず、事案に応じた比較衡量をすべきことを明らかにすべきである。特に、裁判でも争われた転居届に対する弁護士法23条の2の照会については、弁護士会による損害賠償請求や報告義務の確認請求が最高裁判決で否定</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>されただけであり、比較衡量によって転居届の転居先住所については報告すべきことが高裁判決により認められており、そのこと自体は最高裁判決でも否定されていないのであるから、コンプライアンスの観点からも、第三者提供すべき典型例と言える。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
11	<p>〈意見対象箇所〉 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 3-9-5-1 ※5</p> <p>〈意見〉</p> <p>1) (イ)「法令を遵守するために」の「法令」には、日本法のみならず、外国の法令も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>2) (ウ)「契約に係る義務を履行するために」の「契約」は、本人との契約に限られるとの理解でよいか。</p> <p>3) (オ)「法的主張」とは、法的主張の根拠が日本法に基づく場合のみならず、外国法令に基づく法的主張も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>〈補足〉 上記3)については、個人情報保護委員会が昨年の意見募集の際に同様の論点について回答をしており、総務省においても同様の見解を採るかを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<p>・ 本解説 3-9-5-1「保有個人データの利用停止等」の(※5)では、本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するにあたっての考慮要素として、ア～オを例示しています。一般に、外国の法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情、事業者と本人以外の者との間の契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情、外国の法令に基づく法的主張のために当該保有個人データを取り扱う事情も、上記を判断するにあたっての考慮要素になり得ると考えられます。</p>	無
12	<p>〈意見対象箇所〉 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説</p>	<p>・ 本解説 3-9-5-3「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>3-9-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】</p> <p>事例2「個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合」</p> <p>事例4「配達に用いる個人データについて重大な漏えい等が発生した場合」</p> <p><意見></p> <p>事例2と4の「重大な漏えい等」とは、同解説3-6-3-1で定義されている「報告対象事態」と同一の意味を有するとの理解でよいか。</p> <p>仮にその理解でよい場合、「重大な漏えい等」という表現を「報告対象事態」に修正すべきと考える。</p> <p>仮に、「重大な漏えい等」と「報告対象事態」とが異なる場合、違いを説明いただきたい。</p> <p><理由></p> <p>意味の明確を図り、運用の混乱を生ぜしめないようにするため。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<p>置」の事例2及び事例4の「重大な漏えい等」とは、本解説3-6-3-1「報告対象となる事態」で定義している「報告対象事態」と同義です。</p> <p>・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-5-3「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の事例2においても、「重大な漏えい等」と記載されているところであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>	
13	<p><意見対象></p> <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条及び対応する「解説」</p> <p><意見></p> <p>1) 信書便事業者がプライバシーポリシーを「策定・公表」することは努力</p>	<p>・本ガイドライン第13条は、「信書便事業者は、プライバシーポリシー（当該信書便事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。」と</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>義務との理解でよいか？</p> <p>2) 信書便事業者がプライバシーポリシーを「策定・公表」した場合、遵守することは努力義務ではなく、法的義務との理解でよいか。</p> <p><理由></p> <p>まず、信書便事業者によるプライバシーポリシーの「策定・公表」自体は、努力義務であり法的義務ではないと理解している。他方、信書便事業者がいったん自身の判断で策定・公表を行った場合、それを遵守することは法的義務になると考えるのが自然である。</p> <p>しかし、ガイドライン第13条の文言では「努めなければならない」が「遵守するように」を修飾しているように読めてしまう。この点、「解説」では「公表するよう努めなければならない」と記載されているが、公表した場合に遵守が法的義務になるかは明記されていない。</p> <p>そこで、策定・公表した場合は、遵守が法的義務になる点を明確にしたい次第である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<p>規定しており、少なくとも本ガイドラインとの関係では、プライバシーポリシーの策定、公表、遵守は努力義務となっております。</p>	
14	<p><意見対象箇所></p> <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第15条第10項及び対応する解説</p> <p><意見></p> <p>令和4年4月1日付施行の個人情報の保護に関する法律第26条（漏えい等の報告等）第2項で個人情報取扱事業者は、本人への通知が義務付けられてい</p>	<p>・ 信書便事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません（本ガイドライン第15条第1項）。これは、当該第三者が本人の最新の連絡先を保有していない場合であっても同様です。なお、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第26条第2項に基</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>る。事業者が保有する本人の連絡先が住所のみであり、当該通知を信書便によって行おうとしたものの、「連絡先が古い」場合、転送先の情報を信書便事業者が当該個人情報取扱事業者に提供することは可能との理解でよいか。</p> <p>なお、上記の「転送先の情報」は、上記の本人通知のために必要な最小限の範囲であり、個別の信書に関する情報や内容等は含まれない。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度個人情報保護法改正により、漏えい報告等及び本人通知が義務化された。個人情報保護委員会の通則編ガイドライン3-5-4-5【本人への通知が困難な場合に該当する事例】では、「事例2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合」には本人通知を行う義務を個人情報取扱事業者は負わないとされた。 <p>この点、「連絡先が古い」ことは「本人へ連絡できない」ことを直ちには意味しない。すなわち、信書便事業者が把握する信書便物の転送先の情報を個人情報取扱事業者が把握できれば、本人へ連絡をすることが可能になるからである。</p> <p>しかし、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説中には、漏えい等の報告のために本人通知を行う法律上の義務がある場合に、信書便事業者が信書便物の転送先の情報を当該個人情報取扱事業者に提供することが同ガイドライン第15条で許容されるか明確ではなく、個人情報取扱事業者の運用に支障をきたす恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、本人通知は、本人が個人情報の利用停止・削除等請求を行うかの判断に必要な行為であるから、信書便物の転送先の情報を個人情報取扱事業者に提供することは、本人保護との法の趣旨にもかなう。 	<p>づき、本人に通知する義務を負いますが、本人への通知が困難な場合（連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合等）には、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（事案の公表等）を講ずることによる対応が認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、「転送先の情報」は、信書便物に関して知り得た他人の秘密に該当し、原則として第三者に提供することはできません。 	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>・加えて、個人情報取扱事業者が、個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告（法第26条第1項）をした際の電磁的記録又は書面を信書便事業者に提出するという運用を採用すれば、当該事業者が法律上の通知義務を負う点が信書便事業者は容易かつ客観的に確認でき、信書便事業者の事務負担の増加も防げ、誤った提供も避けられる。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>		
15	<p>〈意見対象箇所〉</p> <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 3-6-3-2</p> <p>「また、委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。」</p> <p>〈意見〉</p> <p>以下の理解でよいか。</p> <p>「委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合で、当該委託先が取扱いを委託された個人データAとは別の個人データ（個人データB）を保有していたときに、個人データBについて、委託先において報告対象事態が発生した場合であっても、委託元は委託先に対する個人データAの取扱いに関して監督義務として何らの行為もする必要はなく、委託先も個人データBについて委託元に対して報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。」</p>	<p>・委託元が委託先に個人データAの取扱いを委託（個人情報保護法27条第5項第1号）している場合において、委託先において、その取り扱う個人データB（これは当該委託元から個人データの取扱いの委託を受けているものではない）につき、報告対象事態が発生した場合には、委託元は報告義務を負わず、委託先のみが報告義務を負うことになります。</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p><理由></p> <p>3-6-3-2の「また」以下の記載は、当然のことをあえて確認的に記載したもののように見える。</p> <p>しかし、当該記載を反対解釈をすると、委託先が、委託された個人データ（個人データ A）と委託されていない個人データ（個人データ B）のいずれも取り扱っている場合に、個人データ Bにつき報告対象事態が生じたときには、個人データ Aについても委託先・委託元双方に何らかの義務が生じるようにも読める。</p> <p>そこで、当該記載が確認的記載か創設的記載のいずれであるかにつき、確認を求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>		
16	<p><意見></p> <p>総務省の「国民のための情報セキュリティサイト」では一貫し「漏洩」が使われている。であるのになぜ今回は同じ総務省なのに「漏えい」なのか？</p> <p style="text-align: right;">【匿名1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令については、原則として常用漢字を用いることとされており、ガイドライン（告示）についても、常用漢字を用いております。 ・ なお、ガイドラインは、個人情報保護法に基づき定めるものですが、個人情報保護法においても「漏えい」としております。 	無